

ICTサービスの利用環境の整備に関する研究会（第3回）

令和6年10月8日

【宍戸座長】 定刻でございますので始めたいと思います。ICTサービスの利用環境の整備に関する研究会の第3回会合を開催いたします。

本日の会議につきましては、ウェブ会議システムにより開催させていただいております。議事に入ります前に、事務局より会議における開催上の注意事項について御案内がございます。よろしくお願いいたします。

【小玉利用環境課課長補佐】 事務局でございます。総務省総合通信基盤局の利用環境課の小玉です。まず、事務局より、ウェブ会議による開催上の注意事項について御案内します。

本日の会合の傍聴者につきましては、ウェブ会議システムによる音声及び資料投影のみの傍聴とさせていただきます。事務局において、傍聴者は発言ができない設定とさせていただきますので、音声設定を変更しないでいただくようお願いいたします。また、本日の会合につきましては、記録のため録画をさせていただきます。

次に、構成員の方におかれましては、ハウリングや雑音混入防止のため、発言時以外はマイクをミュートにして、映像もオフにさせていただくようお願いいたします。

御発言を希望される際には、事前にチャット欄に発言したい旨を書き込んでいただくようお願いいたします。それを見て、宍戸座長から発言者を指名いただく方式で進めさせていただきます。

発言する際にはマイクをオンにして、映像もオンにして御発言ください。発言が終わりましたら、いずれもオフに戻してください。接続に不具合がある場合は速やかに再接続を試していただくようお願いいたします。その他、チャット機能で、随時事務局や座長宛てに連絡をいただければ、対応をさせていただきます。

本日の資料は、本体資料として資料3-1から資料3-2を用意しております。

注意事項は以上になります。

それでは、これ以降の議事進行は宍戸座長にお願いしたいと思います。宍戸座長、よろしくお願いいたします。

【宍戸座長】 承知いたしました。

本日の進め方でございます。本日、この研究会の下で開催されております2つのワーキ

ンググループ、「利用者情報に関するワーキンググループ」、それから「不適正利用対策に関するワーキンググループ」、それぞれにおきまして、これまで精力的な御議論をいただきました。その御議論を受けました報告書案について、事務局より説明をいただき、その意見交換を行いたいと存じます。

それぞれのワーキンググループで区切って、まず事務局から御説明をいただき、報告書案について意見交換をするという流れで進めさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、早速その議事1でございます。利用者情報に関するワーキンググループ報告書案について、資料3-1により事務局から御説明をいただき、その後意見交換を行いたいと思います。御説明をよろしく申し上げます。

【小玉利用環境課課長補佐】事務局でございます。資料3-1、利用者情報に関するWG報告書案について御説明します。

資料を開いて目次です。第1章は検討の背景、第2章はスマートフォン利用者情報取扱指針の改定、第3章は今後の課題です。それぞれ簡単に御説明いたします。

「スマートフォン利用者情報取扱指針」が長いので、「S P I」と略して、これから説明させていただきます。

第1章、検討の背景でございます。報告書5ページ目から、S P I、「スマートフォン・プライバシー・イニシアティブ」の略称でございますが、スマホの普及に伴って、アプリ等で取得された利用者情報が本人の意図しない形で外部送信され、社会問題化したということがあり、2012年に総務省でまとめております。その後、随時検証の上、2015年及び2017年の2回、改定を行っています。

2017年の改定以降、国内制度の改正や諸外国及び民間事業者の動向で幾つか重要な変化がありました。たとえば、国内制度では、2022年に改正個人情報保護法が施行され、個人情報の不適正利用の禁止等が導入されるとともに、2023年に改正電気通信事業法が施行され、特定利用者情報規律や外部送信規律が導入されています。

諸外国では、欧州で主に2018年にGDPRが施行されたほか、2024年にデジタルサービス法が施行され、ダークパターンやプロファイリング、未成年のオンライン保護など、大きな規律が既に導入されております。

7ページ目、民間事業者でも、利用者情報の取扱いは大きく変化しています。たとえば、2014年の調査で、アプリでのプライバシーポリシーの掲載率が、i O S 59%、アンドロイ

ド72%という結果でしたが、2021年には双方共ほぼ100%に達しております。両OS共に全アプリでプライバシーポリシーの掲載の義務化をするなど、様々なプライバシー確保のための取組が進んできたというところがございます。

こうした変化を踏まえまして、ワーキンググループで本年3月以降、有識者の先生方の御参画を得て、見直しの御議論をいただきました。

第2章でございます。SPIの改定についてです。8ページ目をよろしく申し上げます。

ここでは、具体的な追記事項と議論の経緯を解説しています。5つポイントがございますけれども、第1に位置づけでございます。第2に国内制度の反映でございます。第3に諸外国の動向を踏まえた対応でございます。第4として民間の取組を踏まえた対応、第5がその他でございます。

簡単に、これらの議論を振り返ります。9ページ目から各論点に関する検討に関する記載で、まず、位置づけでございます。

位置づけは、SPIというものが、法令から一歩進んだベストプラクティスとして、関係事業者が実施する望ましい対応を記載するということと、SPI自体には法的拘束力がないということを明確化しております。

第2の論点として、国内制度でございます。既に申し上げた個人情報保護法の改正内容や電気通信事業法の改正内容、特定利用者規律、外部送信規律について追記しています。

第3の論点、諸外国の動向を踏まえた対応です。10ページ目で、ダークパターンについて、EUのDSAにおいては明示的に禁止されているほか、欧州委員会や欧州のデータ保護機関、OECD、各国の機関によってガイドライン等において様々分類されています。

ここでは有識者の御議論を踏まえまして、欧州データ保護機関におけるガイドライン等を参照の上、ダークパターンとして、原則として欺瞞的な方法による利用者情報の取扱いが行われないことが望ましい旨記載しています。

13ページ目、プロファイリングについてです。プロファイリングに関して、予見性の確保の取組や、プロファイリングによるセンシティブ情報の予測・生成、あるいは、子供の利用者情報のプロファイリングに基づくターゲティング広告の表示を、原則としては実施しないことが望ましいということを記載させていただいております。

4番目の論点、民間の取組を踏まえた改定点は、16ページ目になります。5点あり、1つは、センシティブ情報への配慮及び子供等の利用者情報の保護についてです。

16ページ目、民間事業者にて取られている措置を参考に、先生方の御意見を踏まえ、セ

ンシティブ情報の取得時には本人の同意を取得することや、プロファイリングによってセンシティブ情報を予測したり生成したりする行為は原則実施しないということ、そして、もし実施する場合には、本人の同意を取得することが望ましいという旨記載しています。

また、子供の利用者情報ですが、それを取得する場合は事前に、子供自身ではなくて法定代理人から同意取得を行うこと、あるいは、子供の利用者情報のプロファイリングに基づいてターゲティング広告の表示はしないということが望ましい旨記載をしています。

次に2つ目の改定事項のところですが、必要最低限の利用者情報の取得というところで、GDPRでは個人データの取扱いに当たって、その利用目的との関係において、十分であり、関連性があり、かつ必要のあるものに限定されるべしとしています。

こちらも参考にさせていただいて、または民間事業者の取組も参考に、SPIの改定案では、アプリの主要な機能に係る機能のみにアクセスするなど、利用者情報の取扱いは、その利用目的との関係において最小限の範囲とすることが望ましいとさせていただいています。

3つ目は、18ページ下部、同意の撤回方法のプライバシーポリシーへの記載です。

GDPRでは、同意の要件として、データ主体がいつでも容易に同意の撤回ができる権利を有するということが定められており、この点、民間事業者においても、そのような同意を無効にする方法をプライバシーポリシーに記載するということを義務づけている例が見られました。

こちらを踏まえて、簡単にアクセスでき、かつ分かりやすい方法で同意の撤回ができる機会を提供し、また、その方法についてプライバシーポリシーに記載することが望ましい旨記載することとしました。

次に4つ目、19ページ目、事業者横断的なトラッキングに係る対応及び位置情報や写真データ等の適正な取扱いについてです。

EUのeプライバシー指令において、利用者の端末に保存されている情報にアクセスする場合は、利用者から事前の同意を得ることが規定されています。

この点、民間事業者では、利用者の端末の広告IDを取得することによってトラッキングを実施する場合や、位置情報及び写真データへのアクセスを行う場合には、ポップアップ表示などにより利用者から同意を取得する取組が見受けられます。

こちらを踏まえて、事業者横断的なトラッキングを実施するために、利用者情報を取得する場合には同意取得を行うことや、位置情報や写真データ等にアクセスする場合には同

意取得を行う、あるいはアクセス範囲の限定等の設定を可能とすることが望ましい旨記載することとしました。

5番目の改定事項、21ページ目、取得情報や利用目的の概要の分かりやすい掲示についてです。

今までのSPIでは、プライバシーポリシーの公表が望ましいと規定しつつ、プライバシーポリシーの分かりやすい概要を作成し、利用者が容易に参照できる場所に掲示することが望ましいとしてきました。

この点、民間事業者でも、アプリ提供者側にプライバシーポリシーを公表することを義務づけるなど措置も講じていますが、プライバシーポリシーの概要の公表がいまいち浸透していないという調査結果もあることから、プライバシーポリシーを利用者に分かりやすく示す方法として、アイコン等を用いたアプリストアの個別ページに掲示する方法が考えられる旨記載することとしました。

以上が、民間の取組を踏まえて改定した5つのポイントでした。

最後ですが、重要な論点としてセキュリティがあります。23ページ目です。

従前のSPIでは、「スマートフォン・プライバシー・イニシアチブ」という名前のとおり、プライバシーにフォーカスし、セキュリティに関する記載はなかったところです。

この点、サイバーセキュリティ政策を検討する総務省の別の会合で、アプリストアやアプリ開発者がスマホアプリのセキュリティ確保において大きな役割を担っているとの御指摘がありました。

利用者情報ワーキンググループでも、セキュリティの観点から、脆弱性があるアプリへの対応等をSPIに盛り込むことが望ましいと、事業者による発表がございました。

先生方からも前向きな御意見をいただきまして、SPIの基本原則に「セキュリティ・バイ・デザイン」ということを記載し、アプリ提供者などにおいて脆弱性があるアプリへの対応を実施することが望ましいこと、アプリストア運営事業者等において脆弱性があるアプリへの対応、不正なアプリへの対応、アプリ削除・掲載拒否時の対応などを実施することが望ましい旨記載することとしました。

ここまでが第2章の御紹介でございました。

最後の第3章は、今後の課題でございます。

25ページ目、ワーキンググループでいただいた今後の課題として2つございます。1つ目は、SPIが対象とするデバイスについてです。

S P I は、スマホ上のアプリに関する利用者情報の取扱いで望ましい事項を記載したものでございまして、対象デバイスの範囲については、タブレットやスマートウォッチ、スマート家電といったデバイスを対象とする必要があるのではないかという御指摘がありました。

対応の方向性としましては、まずは対象範囲はスマホとしつつ、スマホとそれ以外のデバイスの情報の取扱いについて、どのような点が共通し、または異なるかについて調査等を行った上で、次回以降の改定の際の議論とすることが適当であるとさせていただいております。

2つ目の検討課題は、ウェブサイトを対象とするかについてです。

S P I は、スマホの利用者情報の取扱いのうち、アプリにおける望ましい対応について記載したのですが、電気通信事業法の外部送信規律は、ウェブサイト、アプリを問わず適用されているということから、ウェブサイトをS P I の対象に含めるべきという御意見がございました。

他方、ウェブサイト全般を対象とすることについて、アプリとウェブサイトの差異に関する調査や関係者等へのヒアリング、ウェブサイト運営者に対する十分な説明を行った上で検討すべきとの御意見もございました。

対応の方向性としては、まずは対象範囲はアプリとしつつ、アプリとウェブサイトで取得する利用者情報の取扱いについて、差異があるか等について調査等を行い、関係事業者やウェブサイト運営者に対する説明やヒアリング等の必要な対応を行った上で、次回の改定以降でウェブサイトを対象とすべきか改めて検討することが適当としております。

27ページ目、「おわりに」について、御案内のとおり、スマホのイノベーションの速度は速く、環境変化も目まぐるしいという状況にございます。

スマホアプリにおける利用者情報が適正に取り扱われるため、総務省でS P I の見直しを適時適切に検討することが適当であるということと、また先ほどの、今後の課題についての対応の方向性に掲げた事項については、速やかに検討することが適当であるとさせていただいています。

以上、御紹介した議論を経て改正した新しいS P I の案が28ページ以降にあり、タイトルは「スマートフォン プライバシー セキュリティ イニシアティブ」となっております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

【宍戸座長】 ありがとうございました。

それでは、ただいま御説明いただきました内容、利用者情報に関するワーキンググループ報告書案につきまして、構成員の皆様方から御質問、御意見があれば承りたいと思います。チャット欄で私にお知らせをいただければと思います。いかがでございましょうか。

大谷構成員、お願いします。

【大谷座長代理】 日本総研の大谷でございます。新しい話題も含めて必要な項目について十分に取り込んでいただき、SPIの仕組みについて必要なアップデートがなされたのではないかと理解しております。

検討の範囲で、アプリケーションにその対象範囲をとどめるということですが、この26ページ辺りにまとめていただいているところ、やはりアプリケーションと、そのアプリケーションで表示されるウェブサイトというのとは一体不可分のところがありますので、この対象範囲をアプリケーションとするということは仕方がないところだとは思いますが、アプリケーションによって表示されるウェブサイトが対象外であるかのような誤解をもたらさないように記述していただく必要があるのではないかと考えております。

各オブザーバーや構成員の先生方の御意見としても、ウェブサイトを基本的に対象とすべきという御意見を頂戴しているところですし、やはり外部送信規律との整合性などを考えていきますと、今後、対応の方向性で書いていただきましたように、調査をさらに行い、ウェブサイトとの差異などについては十分に検討していただくということではありますけれども、ウェブサイト全般ということに広げるのではないにしても、アプリケーションから表示されるウェブサイトというのが今回のアプリケーションの範囲に収まっているということ、ぜひ明確にさせていただくことが望まれるのではないかと考えております。

私からの、質問というよりはコメントでございますけれども、以上でございます。

【宍戸座長】 ありがとうございます。

それでは続きまして、木村構成員、お願いいたします。

【木村構成員】 木村です。私もこのワーキンググループには構成員として参加しております。今、大谷構成員のほうからお話がありましたけれども、今後の課題としてまとめてはおりますが、やはり環境変化が著しいということもありますし、現状、スマートフォンでウェブサイトをアプリからも見ますので、対象範囲については速やかな検討が必要であると思っておりますし、調査などが必要であればそれを速やかにしていただきたいと思っております。

この利用者情報の取扱いについて、今回、SPIがベストプラクティスとは言いますけ

れども、これを基本として通信の安全安心に寄与するものであるべきだと思いますし、このことによってプラットフォームの対応について欧米との差が少しでも縮まって、日本では法律がないからという感じをすごく受けるので、対応が進むと良いと思っています。

利用者情報の保護というのは大変重要だと思いますし、これは利用者に分かりやすくあるべきだと思っています。公正取引委員会で、スマホソフトウェア競争促進法というのが成立されましたけれども、この施行に当たっては総務省が積極的に連携していくことが重要ではないかと思っていますし、このことについて利用者への広報が必要だと思っています。事業者だけではなくて、利用者へもきちんといろいろな方法で広報して、こうやったらスマートフォンはきちんと安全に使えるということを分かりやすくしていただくことが重要ではないかと思っています。

いずれにしても、利用者側からしてみると、セキュリティの対応というのが十分かどうかというのはとても重要な点ですので、ぜひ今回のこのSPIを事業者の方も活用していただいて、安全な環境をつくっていただければと思っています。

以上です。

【宍戸座長】 ありがとうございます。

続きまして、森構成員、お願いします。

【森構成員】 御説明ありがとうございました。対象範囲ですけれども、26ページで私の意見をお示しいただいているのですが、私の意見としましては、アプリで表示されるウェブサイトということではなくて、ブラウザで表示されるウェブサイト、外部送信の問題というのはブラウザとウェブサイトの問題であるということだと思っていますので、このように書きました。そもそもアプリケーションに限定されないべきであるということです。

それはもう皆様に申し上げるまでもないことですが、電気通信事業法の外部送信規律というのは、それこそウェブサイトを念頭に置いてつくったと言っても過言ではないものでして、そういう意味では、ウェブサイトによる外部送信もアプリによる外部送信も同じであるということは、既に世の中にも知られていることであって、法制度ができていうことだと思います。ベストプラクティスが法制度よりも後退しているというのは、ベストプラクティスの在り方としてはいかなものかだと思いますので、早々に改定をいただきまして、アプリとブラウザを問わないということにいただければと思います。

以上です。

【宍戸座長】 ありがとうございます。

ひとまず、今の時点でいただいた御指摘の第1は、今掲載をいただいている25ページから26ページ、対象スコープとしてのウェブサイトの扱いの問題について、早期に見直していくべきではないかといった御指摘が、外部送信規律等との関係で、3構成員からいただいたと思います。

それからもう1つは、木村構成員から特に御指摘をいただきましたけれども、スマホアプリ競争促進法の施行との関係で、このSPI、あるいは総務省の役割について御発言ございました。

現段階で事務局から、今の2点について何かコメント等ございますか。

【小玉利用環境課課長補佐】 ありがとうございます。事務局でございます。

対象スコープにつきまして3人の先生からいただきました。できるだけ速やかにSPIのカバレッジといったところも、まさに森先生がおっしゃったような、ブラウザで表示されるようなウェブサイトがどうなのかというところは、今回は関係者の方々をお招きして議論をするというところまで至らなかったという部分もありますので、これから速やかに進めていけるように努めていきたいと思います。

あとは、木村構成員からいただきました公正取引委員会との関係ですけれども、確かに御指摘のとおり、スマホソフトウェア競争促進法が、施行に向けて公正取引委員会のところで準備されていると承知しています。

公正取引委員会が考えているのは競争促進的な部分で、スマホのOSの部分でどうやって競争を促進していけばいいかという観点であるとは思いますが、法律上ビルトインされているようなものもございますので、例えばプライバシー、あるいはセキュリティといったところは基本的に守っていきつつ、競争を促進していくというような考え方に公正取引委員会もなっているところですので、先生おっしゃっていただいたとおり、総務省としてもきちんと、プライバシーの保護等についてはしっかりと守っていきつつ、公正取引委員会と連携をしていくということになろうかと思います。

以上でございます。

【宍戸座長】 ありがとうございます。

今の御説明を受けまして、さらに何か構成員の皆様から、この利用者情報ワーキンググループの報告書案について御質問、あるいは御指摘はございますでしょうか。

よろしゅうございますでしょうか。

それでは、今、総務省から御回答いただいたうち後段の部分については、まさに公正取引委員会様との連携等を深めていただくことをこの検討会としてもお願いをし、また、25ページから26ページの対象スコープとしてのウェブサイトの扱いについては、今回は利用者ワーキンググループの報告書案としてはひとまず了としてパブコメにかけた上で、さらに早期に必要な関係者等のヒアリングを行いながら、SPIの見直し・改定も踏まえて検討を進めていただくようお願いをしたいと思います。ありがとうございました。

それでは続きまして、議事の2でございます。資料3-2、不適正利用対策に関するワーキンググループ報告書案について、事務局より御説明をいただき、その後、意見交換とさせていただきますと思います。よろしく申し上げます。

【大内利用環境課長】 資料3-2に基づきまして、御説明を差し上げます。先ほどと同様、報告書に沿って、ポイントをかいつまんで御説明をします。

2ページ目「はじめに」を御覧いただければと思います。

総務省では、様々な決定等も踏まえながら、携帯電話不正利用防止法、犯罪収益移転防止法、また固定電話等の利用停止スキーム等によりまして、特殊詐欺への対策を実施してきたところでございます。他方、犯罪の手口が急激に巧妙化・多様化することに対処すべく、国民を詐欺から守るための総合対策が策定されたところでございます。

このような状況も踏まえながら、さらなる対策を講じる必要があるということで、2部に分けまして、第1部、SMSの不適正利用対策としてのスミッシング対策、第2部、携帯法に基づく本人確認方法の見直しと分けて論じているところでございます。

3ページ目、第1部のSMSの不適正利用対策でございます。

SMS（ショートメッセージサービス）とは、簡易な連絡手段といたしまして様々な幅広い用途に用いられており、ビジネス利用も増加しているということで、送信数の増加等のグラフを掲げているところでございます。

5ページ目でございます。2のSMSの犯罪利用ということでございまして、近年、実在する企業・金融機関等を装って、SMSを送信するなどしてリンクから偽サイトに誘導するなど、個人情報等を詐取するフィッシングによる詐欺の被害が拡大しているところでございます。

6ページ目を御覧ください。SMSを悪用するフィッシングは、スミッシングと呼ばれてございます。かつては海外事業者を経由したスミッシングメッセージが多いとされておりましたが、現在では不正SMSメッセージのほぼ全て、約99%がマルウェアに感

染した国内の個人端末から送信されていることが判明しており、端末利用者本人も気づかないまま、勝手にSMSを送信されていることが多いと考えられるため、対策が急務になっているということでございます。

7ページ目を御覧ください。3、通信事業者等の対策の状況について御紹介してございます。国内キャリアでは、ネットワーク側における対策といたしまして、フィルタリングサービスをデフォルトオンで導入しています。

8ページ目、RCSの規格を利用した、いわゆる「+メッセージ」のサービスを御紹介しております。3社の審査を通過したアカウントに対して認証マークを付与するなどの取組を御紹介してございます。

続きまして9ページ目、受信者は正規のSMSを見抜くことが難しいことから、企業が送信するSMSにつきまして、0005から始まる共通の送信元番号を表示できる「キャリア共通番号」を提供するサービスが2021年6月から開始しております。送信者がこの共通番号を自社のウェブサイト等で公表することによりまして、受信者が安心してメッセージを受信することが可能な環境が整備されているところでございます。

10ページ目で、諸外国の取組を御紹介してございます。

こうした現状を踏まえた、第2章、対策の方向性としまして、11ページ以降で記述をしてございます。

不正SMSメッセージのうち、約99%がマルウェアに感染した個人端末から送信されている現状を踏まえると、感染した端末及び回線を特定の上、注意喚起を行うことが必要です。具体的には、通信キャリアが事業者自身のSMSフィルタリングサービスでブロックしたメッセージの通信内容等を用いて、注意喚起すべきマルウェア感染端末を検知し、ログ情報に基づき感染端末の利用者を特定した上で、注意喚起を行うことが考えられます。

この、契約者及び連絡先を特定する行為につきましては、通信の秘密の窃用等に該当することから、これをどのように整理するかということが論点となり、一定の場合には、例外的に、契約約款等による事前の包括同意であっても有効な同意と言い得る場合があるとの整理を行うものでございます。

詳細は省きますけれども、12ページを御覧いただきますと、例えば、①契約約款等による同意になじむかどうかという論点につきましては、マルウェアに感染している端末の利用者に対する注意喚起を通信キャリアが行うことが、一般的・類型的に見て、利用者の安心安全な通信環境の確保に向けられた行為といえることといたしまして、通常の利用者であれ

ば、自らの端末について、注意喚起に必要最小限の範囲において通信キャリアが通信の秘密を利用することを承諾することは想定し得るとしてございます。

②利用者における不利益の回避ですけれども、注意喚起に関して利用される通信の秘密の対象範囲は明確であり、不測の不利益が生じる可能性は高くないような状況下で、オプトアウトした者の利用が侵害されないような体制を整えるなど一定の条件を満たす場合においては、不利益については回避し得るものであるというような評価を書かせていただいております。

13ページへ移っていただきまして、このような整理の下、通信キャリアにおいては、利用者の有効な同意を得た上で感染端末を特定し、個別に注意喚起を行うことなど、スミッシングメッセージの拡散の抑制の取組が包括的に推進されることを期待するとしてございます。

14ページ目です。令和6年3月、国内キャリア、SMS配信事業者等が参加する不適正利用対策事業者連絡会を立ち上げ、情報交換を行っているなどの取組について御紹介した上で、こうした業界ルールの作成等の取組を通じて、効果的な対策を実行する必要があるとしてございます。

最後に、4といたしまして、SMSに関する利用者のリテラシー向上に努め、自主的な防衛を推進することが必要ということで、リテラシーの重要性についても触れているところでございます。

以上が、スミッシング対策についての記述でございます。

第2部に移りまして、15ページ以降、携帯電話不正利用防止法に基づく本人確認の見直しについて、現状と取組の方向性を記述してございます。

まず第1章、現状と課題でございますけれども、特殊詐欺の被害額について御紹介した上で、現状の携帯電話不正利用防止法について下段に御紹介してございます。携帯電話を用いた特殊詐欺の発生を防ぐため、携帯電話の契約時等における本人確認等を義務づけているという現行の規定になってございます。

16ページ目、犯罪収益移転防止法についても御紹介をした上で、最後の段落になりますけれども、省令に定められた本人確認方法について、本人確認に当たっては、対面における契約に際し本人確認書類の提示を受ける方法のほか、非対面における契約に際し、確認書類の写しの送付を受け、転送不要郵便物を送付するなど、様々な本人確認方法が定められているという形で、現状を御紹介してございます。

17ページにお移りください。一方、近年、目視による真贋判定が困難なほど精巧に券面が偽変造された本人確認書類を用いた不正契約等が発生していること、また、実在する人物になりすまして、偽造した運転免許証やマイナンバーカード等を使いSIMカードの再発行を受ける、いわゆるSIMスワッピングといった手口についても御紹介した上で、こうした状況を踏まえ、令和5年6月閣議決定されました、デジタル社会の実現に向けた重点計画、いわゆる「デジタル重点」におきまして、18ページ目、非対面の本人確認手法はマイナンバーカードの公的個人認証に原則として一本化し、運転免許証等を送信する方法などは廃止するとされたところでございます。また、対面におきましても、公的個人認証における本人確認を進めるなどの方向性について記述してございます。

こうした方向性につきましては、国民を詐欺から守るための総合対策でも同様に明記されているところでございます。

このページの最後3、こういった課題を踏まえまして、本ワーキンググループにおいて、11の本人確認方法について御提案があったとしてございます。詳細は割愛させていただきますけれども、こういった御検討、提案を踏まえまして、25ページ以降で8つの方向性について議論をしてございますので、25ページまで飛んでいただければというふうに思います。

1、非対面における券面を確認する方法の廃止としまして、本人確認書類の写しを用いた本人確認では、写しを用いた非対面における本人確認方法は廃止することが適当としてございます。これは公的個人認証に原則として一本化を目指すということを書かせていただいております。

2、対面における電子的な確認方法の義務化としまして、対面での本人確認においては、ICチップを読み取るなど、デジタル技術を活用した方法により本人確認を実施することが適当としてございます。

3でございますが、一方ということで、例外的な確認方法としての非電子的な確認方法を引き続き残すという方向性について書かせていただいております。何らかやむを得ない理由によりICチップ付き本人確認書類を所持できない場合等においては、例外的に非電子的な確認方法を認めることも考えられるとしております。

4でございます。登記情報提供サービスの連携でございますけれども、これによる法人の本人確認については、犯罪収益移転防止法の省令との並びにおいて、携帯法においても、省令において本人確認方法の1つとして認めることが適当としてございます。

5、法人の契約担当者の本人確認における電子証明書の導入でございますけれども、電子

証明書を用いた法人の契約担当者の本人確認についても、犯罪収益移転防止法施行規則との並びで、携帯法の施行規則においても、代表者等の本人確認方法の1つとして認めることが適当としてございます。

26ページ目、6、過去の本人確認結果への依拠でございます。

通常、本人確認のプロセスというのは、身元確認と当人認証の2つのプロセスに分かれ、身元確認というのは利用者の氏名等を確認するプロセスのこととございまして、当人認証というのは、利用者とその身元識別情報の同一性を確認するプロセスのこととございます。

この認証でございますけれども、その保証レベルにつきましては、民間によってレベルが規定されてございまして、これらが一体的に機能しているというのが現状でございます。その内容について、詳細を書かせていただいております。

27ページにお移りください。過去の本人確認結果に依拠するに当たっては、保証レベルの低い本人確認結果に依拠することは、現行法令にのっとり本人確認と同等の手続が取られたとは必ずしもみなせないとした上で、「したがって」以下でございますが、継続的に最新の本人特定事項を取得可能な本人確認を実施することが望ましい、例えば、公的個人認証による方法が考えられるとしてございます。

「なお」以下でございますが、過去の本人確認結果に依拠する方法については、事業者のニーズや本人確認の保証レベルとのバランス等を鑑みつつ、今後総合的に検討することが適当であるとしております。

続きまして7、継続的顧客管理による確認記録の更新でございます。本人特定事項の変更等について、確認記録に付記することを可能とすることが適当であるとしてございます。

8、その他見直し事項でございます。例えば通話可能端末の譲渡時や貸与時における本人確認の方法、また契約者確認の方法についても、契約時の本人確認方法と同様の見直しを行うことが必要であります。また、券面の画像情報なども確認記録に保存しないようにするといった見直しを実施する必要があるとしてございます。

また、最後の段落でございますが、見直しに当たってはデジタルディバイド等への対応、利用者への本人確認の目的、重要性の説明等にも配慮する必要があるとしてございます。

以上が本人確認の在り方に関する見直しの方向性でございます、「おわりに」といたしまして、前述した事項について速やかに検討を行うことが適当であるとしてございます。

また、後ろに参考資料として、詳細な説明は割愛いたしますけれども、構成員の皆様方から、将来的な検討課題も含めて、様々な御意見をこのワーキンググループを通じて頂戴し

でございます。事務局としては、しっかりとそういった御指摘を踏まえながら、将来課題も含めて検討してまいりたいと考えてございます。

事務局からの説明は以上です。

【宍戸座長】 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました不適正利用対策に関するワーキンググループ報告書案につきまして、構成員の皆様方より御質問、御意見を承りたいと思います。またチャット欄で私にお知らせいただければと思います。いかがでございましょうか。

木村構成員、お願いします。

【木村構成員】 御説明ありがとうございます。私からは本人確認方法についてコメントさせていただきます。

本人確認が大変重要ということはもちろん分かっていますが、今回、例外的な確認方法として非電子的な確認方法がきちんと残されているということが、大変よかったと思います。というのは、やはり皆が皆マイナンバーカードを持っているわけではありませんし、様々な方がいらっしゃいます。マイナンバーカードをなくしたときにはどうするのかなどいろいろな話もありますし、ICチップが偽造されることもありますので、やはりそういった余地を残しておくということはすごく大切と思います。

以上です。

【宍戸座長】 ありがとうございます。

それでは、森構成員、お願いします。

【森構成員】 ありがとうございます。私も申し上げようと思ったのですが、木村さんと全く同じところでして、何らかの事情でマイナンバーカードを持っていないとかつくっていないとかあるかと思ったり、回線を使うんだったら、回線の事情というものが昨今では非常にシビアになっていまして、私も宍戸先生と離れ島に出張したりしたことがありましたけれども、ああいうところに外国の人とかがたくさん来られて、そのこと自体はいいことなんですけれども、平時に使えたものができなくなってしまう。そういうことが都会でも時々起こったりしていますので、回線を使わないでもできますということであればいいのかもしれませんが、やはり例外的に従来の方法で、対面の場合に免許証等で確認するということが重要なのではないかと思ったりしました。

以上です。

【宍戸座長】 ありがとうございます。

ほかに、構成員の皆様から御発言ございますでしょうか。

25ページ等にご書いていただいておりますけれども、対面時、非電子的な確認も含めてあり得ることについて、この報告書の記載についてお認めいただくと同時に、注意点を御指摘いただいたものと思いますが、ほかにいかがでしょうか。

今、両先生から御指摘いただいた点、事務局、いかがでございましょうか。

【大内利用環境課長】 ありがとうございます。まさに現状、偽造ですとかなりすましといった部分については現実としてありますので、こういった点にしっかりと目配りをしていく必要性はあるのだろうと想着ございますけれども、他方、まさに御指摘いただいたとおり、通信環境を含む利用環境の現実的な部分についてもしっかりと踏まえながら、バランスを取って、現実的かつ分かりやすい方法で取組を進めていくということも等しく重要だろうと想着ございますので、御指摘いただいた点を踏まえまして、しっかりと検討してまいりたいと想着ございます。

以上です。

【宍戸座長】 ありがとうございます。

ほかに何か御注意いただく点ございますでしょうか。まだ御発言のない構成員の皆様、よろしゅうございますでしょうか。

それでは、議論も尽きたかと思っておりますので、この辺りで自由討議は終了とさせていただきます。

本日は2つのワーキンググループの報告書案について事務局に御説明をいただき、親会として御議論をいただきました。本日の御議論を承った私の印象といたしましては、この報告書案2つについて、いずれも御異議があるものではなく、今後の進め方とか留意点について御指摘をいただいたものと考えております。

したがいまして、私からの御提案ですけれども、この2つの報告書案について、親会、本研究会として御了解をいただきたいと思っておりますが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

【宍戸座長】 ありがとうございます。それでは、この研究会としてお認めをいただいたものとして進めたいと思っております。

具体的に申しますと、この2つの報告書案につきましては、これより意見募集にかけ、広く御意見を伺うこととしたいと思っております。事務局において、意見募集の手続を進めていただきたいと思っております。

この場で私から一言だけ申し上げますと、利用者情報に関するワーキンググループ、こちらは山本構成員に主査をお勤めいただき、また、不適正利用対策に関するワーキンググループにつきましては大谷構成員に主査をお務めいただきました。

それぞれ、この親会のメンバーもそうですし、それ以外のワーキンググループの構成員として御協力いただいた方々、またオブザーバーとして、またヒアリングの対象者として御協力いただいた方がおられまして、非常に短期間に密度の濃い議論をしていただいて、このようにしっかりしたワーキンググループの報告書案2つがまとまったことに、繰り返しのようになりますが、両主査をはじめ皆様に、私より御礼を申し上げたいという思います。

そして、さはさりながらでございますけれども、国民生活のインフラとなっておりますスマートフォンや携帯電話等々の利用、あるいはプライバシーの保護に関する非常に重要な内容について検討いただき、この場で了承したものであるということでございますので、広く公共の御指摘、御批判にさらして、パブリックコメントで様々な御意見が上がってくるということを、私としては非常に期待をしております。

またこのパブリックコメントを踏まえて、さらにワーキンググループ、あるいは親会の構成員の皆様にはお手数をおかけすることになりますけれども、これもICT分野における利用環境の一層の向上・発展と、また現在の様々なリスクへの対応との関係で、非常に重要なプロセスだと考えております。

本日傍聴いただいている、例えばオブザーバーであるとかヒアリングの対象であった方々であるとか、関係の事業者、あるいは消費者を代表される方々、メディアの方々、におかれましては、この2つの報告書案について引き続き注意を払っていただき、繰り返しのようになりますが、パブリックコメント等いただければと思っております。

私からは以上でございます。

それでは、事務局より連絡事項をお願いいたします。

【小玉利用環境課課長補佐】 事務局でございます。ありがとうございます。

先ほど宍戸座長よりコメントをいただきましたとおり、各ワーキンググループの報告書の案につきましては、速やかに準備の上、事務局にて意見募集手続を行ってまいります。

次回会合につきましては、別途事務局から御案内を申し上げます。

事務局からは以上でございます。

【宍戸座長】 ありがとうございます。

これにて本日の議事は全て終了となります。

以上をもちまして、ICTサービスの利用環境の整備に関する研究会（第3回）会合を終了とさせていただきます。本日は皆様、お忙しいところ御出席いただき、誠にありがとうございました。これにて散会いたします。